

令和元年度 視覚障害者移動支援従事者(同行援護従業者) 資質向上研修 実施要領

<趣旨>

移動支援従事者養成研修および同行援護従業者養成研修の指導者の増員と質の向上を目指すとともに、移動支援従事者養成研修および同行援護従業者養成研修未実施地域の解消を図ることを目的とする。

<実施主体>

主 催 社会福祉法人 日本盲人会連合
実施機関 日本盲人会連合内 同行援護事業所等連絡会

<受講対象者>

(一般の部) 以下の①に該当し、その上で②もしくは③に該当する者。

- ① 定められた日程について参加ができ、視覚に障害がないこと
- ② 移動支援従事者養成研修および同行援護従業者養成研修の講師として、または企画・運営者として関わっている(関わる予定がある)、もしくは、この研修の趣旨を理解し学習する意欲があること (注1)
- ③ 平成25年度以降に交付した「指導者認定証」を所持し、その認定証の期限が満了を迎えた(る)者であって、視覚障害者移動支援従事者養成研修もしくは同行援護従業者養成研修を修了している者、あるいは国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等であること

(注1) 移動支援従事者養成研修および同行援護従業者養成研修に講義部分の講師として関わっている、または企画・運営者として関わっている者については、本研修の「講義のみ」の受講対象者とする。

(視覚障害当事者の部) 以下の①に該当し、②もしくは③に該当する者。

- ① 定められた日程について参加ができること
- ② 移動支援従事者養成研修および同行援護従業者養成研修の講師として、または企画・運営者として関わっている(関わる予定がある)、もしくはこの研修の趣旨を理解し学習する意欲があること (注1)
- ③ 平成26年度以降に交付した「指導者認定証」を所持し、その期限が満了を迎えること

(注1) 移動支援従事者養成研修および同行援護従業者養成研修に講義部分の講師として関わっている、または企画・運営者として関わっている者については、本研修の「講義のみ」の受講対象者とする。

<日程・開催地・申込締切日>

※定員になり次第、締切日以前でも締め切ります

(一般の部)

日程	開催地	申込締切日
1 期	令和元年 12 月 19 日(木)～22 日(日)	日盲福祉センター
2 期	令和 2 年 1 月 25 日(土)～28 日(火)	京都ライトハウス
3 期	令和 2 年 3 月 4 日(水)～ 7 日(土)	日盲福祉センター
4 期	令和 2 年 3 月 13 日(金)～16 日(月)	福岡市市民福祉プラザ

(視覚障害当事者の部)

日程	開催地	申込締切日
1 期	令和 2 年 2 月 13 日(木)～15 日(土)	日盲福祉センター

<申込に際して必要な書類>

申込開始日は4月1日とする。

- ① 申込票 (別紙1-1A、1-1B)
- ② 養成研修従事証明書 (別紙1-2) (注 2)
- ③ 「一般の部」を指導者認定証期限満了のために受講する者は、所有資格証明書等の写し

(注 2)実際に移動支援従事者及び同行援護従業者養成研修に関わっている、または関わる予定があることを所属事業所または養成研修実施事業所によって証明できる者は提出すること。

<申込方法>

申込は下記の方法のとおり。

ただし、受講料、交通費、宿泊費を都道府県に負担いただける場合があるので、申込に際してはまず都道府県に確認のこと。

(都道府県が取りまとめる場合)

- ① 管内市区町村、事業所、視覚障害者団体及び個人から都道府県に申込む。
- ② 都道府県が参加者のとりまとめを行う。
- ③ 都道府県から日本盲人会連合に必要な書類を電子メールまたは郵送にて送付。
- ④ 日本盲人会連合から受講決定通知を都道府県に電子メールで送信し、受講者には直接受講決定通知を送付。

(視覚障害者団体等が取りまとめる場合)

- ① 視覚障害者団体等は、近隣の市区町村、事業所(同行援護・移動支援従事者養成研修実施事業所、同行援護・移動支援事業所)等に参加者推薦依頼をする。
- ② 近隣の市区町村、事業所及び個人から当該団体等に申込む。
- ③ 当該団体等が参加者をとりまとめて、都道府県へ連絡する。
- ④ 都道府県から日本盲人会連合に必要な書類を電子メールまたは郵送にて送付。
- ⑤ 日本盲人会連合から受講決定通知を都道府県に電子メールで送信し、受講者に

は直接受講決定通知を送付。

(個人で申込みの場合)

- ① 日本盲人会連合に必要書類を電子メールまたは郵送にて直接送付。
- ② 日本盲人会連合から直接受講決定通知を送付。

<定員・最小催行人数>

・一般の部

東京会場(日本盲人福祉センター):定員24名とし、6名未満の場合は開催しない。

京都会場(京都ライトハウス):定員24名とし、6名未満の場合は開催しない。

福岡会場(福岡市市民福祉プラザ):定員18名とし、6名未満の場合は開催しない。

・視覚障害当事者の部

定員は18名とし、6名未満の場合は開催しない。

<受講料>

受講決定後、速やかに指定された口座へ振り込むものとする。

途中欠席等により修了できなかった場合も受講料は全額納付することとし、また、返金もしない。

・一般の部

全日程受講 28,000円 / 講義のみ受講 13,000円

・視覚障害当事者の部

全日程受講 21,000円 / 講義のみ受講 16,000円

いずれも資料代 1,000円を含む。

なお、一般の部については、研修中、配布資料以外のテキストを使用することがある。

詳細は受講決定通知書に記載する。

<研修カリキュラム>

別紙1-3Aまたは1-3Bを参照のこと

<受講決定>

受講の可否は、いずれの場合も受講希望者へ日本盲人会連合から郵送にて、締め切り後1週間以内に通知する。

定員を上回る応募があった場合には、この研修の趣旨に基づき、養成研修従事証明書の提出がある者から優先して受講決定を行うこととする。

<修了証・認定証>

研修を受講した者には「修了証」を交付する。ただし、遅刻・早退や受講態度が著しく悪い者については、「修了証」を交付しない場合がある。

また、同行援護従業者養成研修の指導者としてふさわしいと主催者が認めた者には「修

了証」とは別に「指導者認定証」を交付する。この「指導者認定証」は有効期限を5年とする。

<研修中の事故等について>

主催者は受講者の安全を考慮し、傷害保険に加入する。

万が一事故等が起こった場合には、加入している保険の範囲内で補償する。

<個人情報の取扱いについて>

受講申込票、養成研修従事証明書に記載された個人情報は本研修の実施に関わる必要最小限度の目的のみに使用する。

指導者認定証を交付した者については、地域において開催される同行援護従業者養成研修への積極的な登用を目的として、日本盲人会連合から各都道府県、障害者団体、研修事業者等へ通知するものとする。

<連絡先>

日本盲人会連合組織部団体事務局 木村

電話 03-3200-0011 アドレス jim@jfb.jp

同行援護事業所等連絡会事務局 金村(かなむら)

電話 090-1574-5776 アドレス jim_doukouenngo@yahoo.co.jp

<申し込み書送付先>

郵 送 : 〒169-8664

東京都新宿区西早稲田 2-18-2

社会福祉法人 日本盲人会連合

メール : jim@jfb.jp